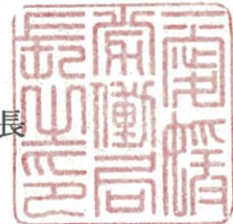


愛媛労発基 0905 第2号
令和元年9月5日

各位

愛媛労働局長



愛媛県最低賃金の周知について（依頼）

新秋の候、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、労働行政の運営に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、別紙1のとおり愛媛県最低賃金を1時間790円に改正し、令和元年10月1日から施行することとなりました。

愛媛県最低賃金は、パートタイム労働者等を含む県内の全ての労働者に適用されるものでありますが、本年度の引上げ額26円は、最低賃金が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げとなるものです。

つきましては、広く周知を図る必要がありますので、発行されている広報誌又は情報誌等へ別紙2の記載例を御参考に掲載していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、広報用チラシを併せて送付していますので、御活用ください。

（広報編集担当の方へ）

別紙2の記載例の電子データは、愛媛労働局のホームページからワード形式でダウンロードできます。トップページの右列の最低賃金バナーからお入りください。「愛媛の最低賃金」にあります。

(別紙1)

愛 媛 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間790円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年10月1日指定

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和元年10月1日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。
愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **790** 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！
事業場内最低賃金を引き上げる場合の
助成制度があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について

事業場内の最低賃金を 30 円以上引上げ、生産性の向上のための設備投資などを行った場合に、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。(千円未満切り捨て)

●2019 年度交付申請手続きの締切は令和 2 年 1 月 31 日 (金) です。



コース	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円コース (800円未満)	4/5 生産性要件を満たした 場合は 9/10 (※)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が800円未満 の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
30円コース	3/4 生産性要件を満たした 場合は 4/5 (※)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ホームページのご案内 詳しくは厚生労働省 HP をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zeyonushi/shienjigyoku/03.html

申請様式などは「各種様式」(Word) をダウンロードして活用ください。

お問い合わせ

松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口はこちら

【愛媛働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町二丁目5-7

電 話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail : hataraki1@csc-ehime.jp

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革関連法により労働法制は大きく変わりました！

- 時間外労働の上限規制について知りたい
- 同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 年次有給休暇の使用者時季指定について知りたい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽に
ご相談ください。